【1986 年 1 月 27 日】国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正について（諮問書、要綱）
社会保障制度審議会（総会第 408 回）

昭和 61 年 1 月 27 日

社会保障制度審議会
会長　隅谷　三喜男　殿

厚生大臣　今井　勇

諮問書

国民年金制度を別添のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和 23 年法律第 266 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正案要綱

1　老齢福祉年金の額の引上げ
老齢福祉年金の額を 318,000 円（月額 26,500 円）から 326,400 円（月額 27,200 円）に引き上げること。

2　施行期日
この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日日から施行すること。